

はじめに

現在（2025年）わが国では、少子高齢化の進展により、高齢者人口がおよそ3,600万人となり、総人口に占める割合は約30%にまで高まっています。

今後、人口の減少と高齢化がさらに進むことにより、2070年には人口が約3割減少しておよそ8,700万人になり、高齢化率は約40%にまで高まるとみられています。

この高齢化の進展とともに、認知症高齢者が大幅に増加してきており、近年、大きな問題となっています。

認知症高齢者の推計人数は、現在600万人を超えているとみられています。加えて、軽度認知障がい（認知症予備軍）の高齢者が約400万人ほどいると推定されます。

さらに、判断能力が不十分な人は認知症高齢者だけに限りません。精神障がい者（認知症の人を除く）が約460万人、知的障がい者が約110万人ほどいるとみられています。

これらをすべて合わせると、判断能力が不十分な人は全国でおよそ1,200万人にものぼると推定され、今後もその数はますます増えていくものと見込まれます。

これら認知症高齢者等は、判断能力が減退しているがゆえに、財産管理等が困難で、通常の生活を維持することが難しく、悪徳商法等の被害にあうことも少なくありません。

しかし、やはり判断能力が十分でないゆえに、自ら行政等に助けを求めることもできず、福祉の網の目からこぼれ落ち、独り放置されている例も散見されます。

このように、従来のような給付中心の施策だけでは、これらの人々の福祉を保障し、その権利の擁護を図っていくことは難しいといえます。

そんな中、近年特に注目されているのが、判断能力が不十分な人を法的に支援する制度である「成年後見制度」の活用です。

成年後見制度は、①自己決定の尊重、②ノーマライゼーション、③残存能力の活用 の3つの理念に基づいています。

「①自己決定の尊重」は、本人の意思を最大限尊重しようとする考え方、

「②ノーマライゼーション」は、障がい者や認知症高齢者等を特別なグループとして社会から隔離するのではなく、可能な限り社会の一員として地域社会で通常の生活が送れるような環境や条件を作り出そうとする考え方、

そして「③残存能力の活用」は、本人が今なお有している能力を最大限引き出そうとする考え方です。

つくばみらい市では、令和4年4月、社会福祉協議会が受託、つくばみらい市成年後見支援センターを開設、令和5年4月には法人後見事業を開始し、成年後見制度の相談や広報・周知啓発、市民後見人の養成、法人後見受任など、成年後見制度の利用促進に努めてまいりました。

その取り組みの一環として「成年後見活用のてびき」を作成しました。支援者のみなさまが成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解を深め、対象者のみなさまを支援する中で制度や事業について検討する際に、本誌をご活用いただければと考えております。

ひとりひとりの意思が尊重され、安心して暮らすことのできる地域づくりのために、支援者のみなさまとともに権利擁護の役割を發揮できるよう、本誌がその一助になれば幸いです。

令和7年3月

社会福祉法人 つくばみらい市社会福祉協議会

つくばみらい市成年後見支援センター